

補聴器条件を運転免許に付された者等に対する臨時適性検査及び安全教育の運用要領の制定について

発出年月日：平成24年3月26日

文書番号：沖例規免第3号

公表範囲：全文

補聴器条件（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第23条第1項の表聴力の項第1号に定める基準以上に補う補聴器を使用すべきこととする条件をいう。以下同じ。）を運転免許に付された者等に対する臨時適性検査及び安全教育については、「聴覚障害者に対する臨時適性検査及び安全教育の実施の標準の制定について」（平成20年5月27日付け沖例規免第1号。以下「旧要領」という。）に基づき実施してきたところであるが、府令の一部が改正され、聴覚障害者が運転できる車両の種類が拡大されたことから、別添のとおり「補聴器条件を運転免許に付された者等に対する臨時適性検査及び安全教育の運用要領」を制定し、平成24年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は、同日付けで廃止する。

別添

補聴器条件を運転免許に付された者等に対する臨時適性検査及び安全教育の運用要領

第1 対象者

1 臨時適性検査の対象者

道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第5項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の7第2項第1号の規定に基づき、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の3第3項において準用する府令第23条第1項の表聴力の項第2号に定める臨時適性検査（以下「臨時適性検査」という。）の受検申出者

2 安全教育の対象者

臨時適性検査において適性が確認された者

第2 臨時適性検査のコース

自動車運転免許試験場等において実施するものとする。

第3 臨時適性検査に使用する車両等

1 臨時適性検査に使用する車両は、専ら人を運搬する構造の普通自動車（以下「普通乗用自動車」という。）に限定し、かつ、当該普通乗用自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとするときに、その変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる特定後写鏡を使用するものとする。

- 2 特定後写鏡は、車室内においてワイドミラーを使用するものとする。ただし、臨時適性検査の受検者が、府令第24条第6項ただし書きに該当する者であり、受検者の所有する自動車による受検を希望するときは、その自動車の構造に応じてワイドミラー又はサイドミラーに取り付ける補助ミラーを使用しなければならない。

第4 検査官

臨時適性検査は、府令第24条第8項に規定する沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の指定を受けた警察職員が行うものとする。

第5 臨時適性検査の実施手順

1 臨時適性検査前の指示

- (1) 検査官は、臨時適性検査の前に、次の事項について指示説明を行わなければならない。この場合において、受検者が補聴器を使用しているときは、補聴器を使用させても差し支えないものとする。
 - ア 臨時適性検査中の事故防止
 - イ 臨時適性検査における確認項目、確認項目の細目及び確認の基準
 - ウ 臨時適性検査コースの走行順路
 - エ 臨時適性検査中に行う指示のサイン等
 - オ その他臨時適性検査の実施に関し必要な事項

- (2) 検査官は、受検者の服装が和服、げた、サンダル、ハイヒール等を着用するなど運転に不適切であると認めたときは、臨時適性検査を延期することができる。

2 臨時適性検査中の指示

- (1) 臨時適性検査中に行う指示のサイン等は、受検者から視認しやすい位置で行い、脇見運転等にならないよう安全運転に配慮するものとする。
- (2) 臨時適性検査コースの走行順路について指示するときは、受検者が運転に余裕が持てるよう教示の時機を十分考慮するものとする。

3 臨時適性検査前のならし走行

おおむね100メートルのならし運転を行わせるものとする。

4 臨時適性検査の実施

- (1) おおむね500メートル以上走行させ、1回以上、運転者席と反対側の進路に進路変更をさせるものとする。
- (2) 臨時適性検査における確認項目、確認項目の細目、確認の基準及び確認の方法については、別表第1「臨時適性検査の実施要領」のとおりとする。

第6 判定の方法

- 1 判定は、別表第2「臨時適性検査判定表」により行うものとする。
- 2 判定の方法は、確認の基準の各項目ごとに判定し、確認ができたときは、判定欄に○印を記載しなければならない。
- 3 確認の基準の全項目が確認できたときは、適性が確認されたものと判定する。

第7 安全教育の実施者

安全教育は、次に該当する者が行うものとする。

- (1) 府令第24条第8項に規定する公安委員会の指定を受けた警察職員
- (2) 取消処分者講習、停止処分者講習等の講習指導員として公安委員会が認める者

- (3) その他安全教育を行うに当たり、前記(1)又は(2)に掲げる者と同等の能力を有すると公安委員会が認める者

第8 実施内容

- 1 安全教育に係る指導項目、指導項目の細目、指導内容及び指導要領については、別表第3「安全教育の実施要領」のとおりとする。

2 留意事項

別表第3の指導内容のうち、「補聴器を使用せずに運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の意義及び活用方法並びに聴覚障害者標識の意義）」の安全教育において、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の意義及び活用方法を指導するときは、普通乗用自動車を使用して差し支えないものとする。

第9 運転免許に付する条件

臨時適性検査により適性が確認され、安全教育を受けた者については、補聴器を使用せず、特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラーをいう。以下同じ。）を使用し、かつ、聴覚障害者標識を表示することで、普通自動車の運転が認められることとなる。この場合における運転免許には、補聴器（補聴器を使用しないときは、普通自動車限定、特定後写鏡使用及び聴覚障害者標識表示）条件が付される。

第10 その他の留意事項

- 1 運転免許に補聴器条件が付されている者ではないが、聴力の低下を理由として、臨時適性検査を受けたいとの申出をした者については当該臨時適性検査を行ない、適性が確認された者については当該安全教育を行なうものとする。この場合における運転免許には、普通自動車を運転するときは、特定後写鏡を使用すべきこととする条件が付される。
- 2 補聴器条件を運転免許に付された者等から、補聴器を使用することなく、特定後写鏡を使用して普通自動車を運転したいとの申出があったときには、運転適性相談等の場において、臨時適性検査や安全教育、運転免許に付される条件の内容等について、十分な説明を行なうものとする。

別表省略